

# 『揖斐川町木造住宅耐震補強工事費補助金』のおしらせ

## 1 助成制度の内容

この制度は、地震に強い安全な街づくりを目指すために、建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の耐震対策を支援するもので、県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」に依頼して「耐震診断」を実施した結果、「倒壊のおそれあり」とされた住宅の耐震補強工事をその所有者が実施する際に、その住宅が所在する揖斐川町が経費の一部を負担する場合に限り、県が揖斐川町を経由してその経費の一部を住宅の所有者に補助するものです。

## 2 対象となる住宅

次の要件を満たす住宅が、補助の対象となります。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、階数が2以下のもの
- ②併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ③枠組壁工法・丸太組工法または大臣等特別の認定を受けた工法でないもの
- ④賃貸住宅（共同・長屋住宅）は、診断について居住者の承諾を得ているもの
- ⑤「揖斐川町木造住宅耐震診断助成事業」により補助を受けて実施した耐震診断の結果で、建物評価が1または2であったもの

## 3 助成を受けられる方

対象となる住宅（揖斐川町内に建築されているものに限る。）の所有者で、町に住所を有し、町税およびこれに準ずる納付金の滞納のない個人の方に限ります。

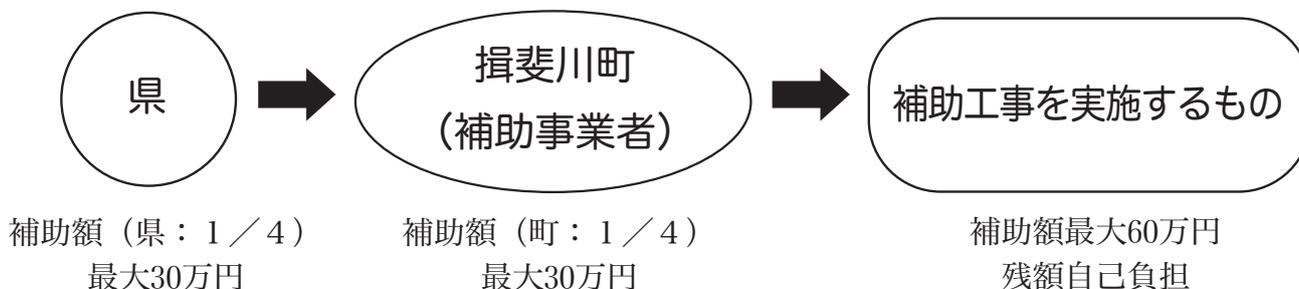
## 4 助成の対象となる耐震補強工事

- 「岐阜県木造住宅耐震相談士」が、「岐阜県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて実施した「耐震診断」の結果が建物評点2以下であったものを、同評点4以上にする耐震補強工事
- 「岐阜県木造住宅耐震相談士」が、「岐阜県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて実施した「耐震診断」の結果が建物評点2以下であったものを、（財）日本建築防災協会による「木造住宅の精密診断と補強方法」による総合評点を1.0以上とする耐震補強工事

## 5 補助の負担割合

補助を受ける場合の負担割合

（補助対象限度額：一棟あたり120万円）



※詳しくは、揖斐川町役場都市整備課（電話：0585-22-2111）までお問い合わせください。